

鳥取県告示第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

やよいデパート

米子市角盤町一丁目168

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

協同組合やよいデパート 代表理事 内村 正和 米子市角盤町一丁目168

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40 有限会社梅林商店 代表取締役 梅林哲朗

米子市福市461-13 有限会社メガネのウエダ 取締役社長 植田 禮子

米子市角盤町一丁目168 株式会社サンセー 代表取締役 植田 禮子

米子市角盤町一丁目168 株式会社ナガタ 代表取締役 長田 孝道

米子市角盤町一丁目168 有限会社グルメ食品 代表取締役 山下 幸福

米子市中島二丁目2-50 株式会社ウチムラ 代表取締役 内村 正和

米子市角盤町一丁目168 株式会社やよい 代表取締役 内村 正和

米子市東福原五丁目3-41 有限会社モリワキ 代表取締役 森脇 健

島根県松江市寺町198-57 有限会社山光商事 代表取締役 山川 晴央

米子市東町141 有限会社トム 代表取締役 斧谷 達道

東伯郡琴浦町大字逢東186 株式会社ジャム 代表取締役 徳永 治

島根県安来市島田町286 株式会社とのや 代表取締役 岩崎 昭子

変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

米子市福市461-13 有限会社メガネのウエダ 取締役社長 植田 禮子

米子市角盤町一丁目168 株式会社サンセー 代表取締役 植田 禮子

米子市角盤町一丁目168 株式会社ナガタ 代表取締役 長田 孝道

米子市角盤町一丁目168 有限会社グルメ食品 代表取締役 山下 幸福

米子市中島二丁目2-50 株式会社ウチムラ 代表取締役 内村 正和

米子市角盤町一丁目168 株式会社やよい 代表取締役 内村 正和

米子市東福原五丁目3-41 有限会社モリワキ 代表取締役 森脇 健

島根県松江市寺町198-57 有限会社山光商事 代表取締役 山川 晴央

米子市東町141 有限会社トム 代表取締役 斧谷 達道

東伯郡琴浦町大字逢東186 株式会社ジャム 代表取締役 徳永 治

島根県安来市島田町286 株式会社とのや 代表取締役 岩崎 昭子

4 変更年月日

平成23年4月1日

5 変更する理由

小売業者株式会社丸合のグループ組織再編による会社合併のため

6 届出年月日

平成23年12月2日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成24年1月10日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。